

<資料 A> 改正都市計画法についての評価

都計法の改正にあたり、課題として掲げられた点は次の6点である。

1. 目指すべき都市像の明確化
2. 都市計画の根幹をなす線引き制度およびそれを支える開発許可制度の都市型社会に対応した見直し
3. 既成市街地の土地の有効利用
4. 自然環境や景観の保全・創出など質の高い都市環境の確保
5. 都市計画区域外における開発行為および建築行為の増加への対応
6. 都市計画決定における透明性および地域の実情に応じた柔軟性の確保

改正の背景として、まず社会情勢の認識を次のように二つ規定している。一つは都市化社会から都市型社会に時代は移行しているということ、すなわち開発志向が潜在的に高く、多くの人口が都市部へ流入した高度成長期のいわゆる急速な都市化の時代から現在は経済の安定、成熟した都市型社会を迎えているので、都市計画はこれを反映するべきだということ。二つ目は地方分権推進の潮流にあるという認識である。これについて、都市は地方の独自性を発揮して個性を形成していくべきだという見解を示している。

社会情勢の変化に対応する都市計画とは、ここではまさに「都市の表層がシステムティックなメカニズムによって形成される」ことを今後、より考慮すると宣言しているに他ならない。そこで改正の方針として従来の都市計画は都市化の流れに際して、規制をもってコントロールをかけるという発想にあったが、都市型社会では、不合理な規制や許可などを見直して個々の開発行為に自由度と柔軟性を持たせる。また従来の中央主体による都市政策、および制度設計は都市開発を全国画一的な基準に誘導しがちだったが、これをあらため、計画権限を地方へ委譲することが打ち出されているのである。具体的には上記課題の2., 3., 5. がこの方針に相当し、一定の評価を与えてもよいと思われる。

しかし良好な都市を形成するには、都市型社会に対応するだけではまだ不十分なのは前述したとおりである。なぜなら 2., 3., 5. は「システム」のみに注目した変更点であって、「生活世界による形成メカニズム」を考慮したものではないからである。残る 1., 6. の課題がこれに応えるものになっているかという点、残念ながらいずれも改正の具体的な内容は理念的な記述にとどまっていると判断せざるをえない。

まず 1. に関していうと、目指すべき都市像の明確化が謳われているものの、実現に向けた方策としては「市町村マスタープランの策定を促進する」というだけである。ここで注意しておきたいのは、市町村マスタープラン策定については 92 年の改正時に建設省告示として既に規定されているにもかかわらず、未だ 600 余りの市町村しか策定できていないこと。これを一体どう考慮したらよいのか、また策定されたマスタープランは実効性があるのかどうかという見解も示されていない。したがって現時点で 1. について評価することはできない。

また自治省の管轄による各自治体の長期総合計画との整合性については、相変わらず明確にされていない。都市計画というマスタープランとは、ハードの建設を通じて、いかに都市を具現化していくかという都市形成のいわばマニュアル的な位置づけでしかない。また従来のマスタープランに掲げられている構想は、所詮は漠然とした単なる絵でしかないことは本文で述べたとおりである。(これまでに策定されたマスタープランを眺めると、現状の追認程度の情報しかなく、分析やそれに基づくビジョンの提示などはされていない場合が多い。)

そこで地域の社会に即した都市像とは如何なるものかというソフトの計画は、むしろ長期総合計画の扱うべき領域になっている。したがってマスタープランと長期総合計画の関係が制度として体系的に整理されない限り、1. で「目指すべき都市像の明確化」が示されたとしても、地域社会の反映として都市を捉え、都市政策を立案していくことは期待できないと考える。

次に 6. であるが、都市計画にかかる基準として、国の都市計画手法についての方針のメニュー化が残されていることに問題がある。都道府県と市町村の役割を条例で明確にすることを規定しているが、マスタープラン策定の過程で市町村の情報を都道府県は聴取できるようにしている。これは言外に都道府県にもマスタープランを作成することを求めていることであるが、そもそも都道府県のマスタープランはシステムティックな形成メカニズムからいえば不必要である。しかも市町村はそれにすぐることが認められている。これでは「生活世界からの形成メカニズム」を通じて図られるべき良好な都市形成メカニズムを地域に根づかせる上で、6. は障害となってしまうことが懸念される。

改正都市計画法を総括すれば、地方分権への対応など部分的には評価できる箇所もあるが、都市を社会と一体となった形成ダイナミズムから捉えようとするには、未だ不十分な

点が本質的な部分で解決が図られていないと思われる。この改正案からは中央政府による再配分メカニズムは相変わらず保持されていることが窺われる。

ハーバーマスは以上のような二項対立の形式によって<近代>の矛盾の発生と病理の原因を説明しようとした。彼は社会を二分割した上で、「システム」の領域に目的合理性を、「生活世界」の領域にコミュニケイティブな合理性をそれぞれ設定した。そしてこのふたつの行為領域の間に権力と貨幣を媒介メディアとした交換関係を認める。たとえば行政システムから公共圏へ向かって政策決定という権力の影響が流れていくのに対して、それとの交換に、公共圏から行政システムへ向かって大衆の忠誠という権力の承認が流れていく。そのようなさまざまな交換は、結果として「システム」の領域の認知的・道具的合理性が「生活世界」の領域に侵入し、生活世界に固有な道徳的実践的合理性と審美的実践的合理性、すなわちコミュニケイティブな合理性を侵蝕するという事態を招く。「生活世界」は本来、言葉を媒介メディアとする行為領域なのであって、権力と貨幣という媒介メディアによる価値侵犯によって生活世界内部のシンボリック再生産に諸々の故障や病理が現れるというわけである。

これが「システム」による「生活世界」の植民地化として表現される矛盾、すなわち資本主義による近代化が社会空間に引き起こした矛盾のパターンである。

また、図- に示したとおり、平行な関係にある公共圏と市場は、それぞれブルジョアジーの文化的・政治的社会関係と経済的社会関係が現在に到る過程で再編され、構築されてきたものであり、当初それらは一体のものであった。ここで構築の原理となったものは、それぞれ<表現の自由>と<市場の自由>と考えられる。その際、経済的社会関係には市場=マーケットプレイスという空間的メタファーが与えられたのに対し、公共圏にはそれに対応するメタファーが成立しなかった。英米語圏では文化的・政治的社会関係に固有の空間メタファーを発明することなく、特に米国では「思想の自由市場」として経済社会的関係の空間用語を借用してきた。これは経済的社会関係のアナロジーで文化・政治的社会関係の空間を捉えてきたことを意味すると考えられる。

【主な参考文献】

- (1) 日本都市計画学会編 「東京大都市圏 地域構造・計画の歩み・将来展望」 彰国社 1992 年 (本稿 3 頁脚注 1)
- (2) 「都市住宅 8510」鹿島出版会 1985 年 10 月号 (本稿 8 頁脚注 7)
- (3) ル・コルビュジエ「ユルバニスム」(SD 選書 15) 鹿島出版会 1967 年 (本稿 9 頁脚注 8、10 頁脚注 11)
- (4) 高見沢 実 「初学者のための都市工学入門」 鹿島出版会 2000 年 (本稿 10 頁脚注 11)
- (5) 石田頼房編 「未完の東京計画 - 実現しなかった計画の計画史」(ちくまライブラリー68) 筑摩書房 1992 年 (同上)
- (6) 新建築学大系編集委員会編 「新建築学体系 19 市街地整備計画」 彰国社 1984 年 (同上)
- (7) 五十嵐敬喜 『再び地価を問う』 「造景」no.20 建築資料研究社 1999 年 (本稿 14 頁脚注 14)
- (8) 長谷川徳之輔 「不動産危機 最後の処方箋」ダイヤモンド社 1998 年 (同上)
- (9) 土地価格研究会編 「最新データによる土地価格の推移と分析」ダイヤモンド社 1999 年、1991 年、1987 年 (同上)
- (10) ユルゲン・ハーバーマス 「コミュニケーション的行為の理論」下巻 未来社 1987 年 (本稿 24 頁脚注 17)
- (11) 花田 達朗 「メディアと公共圏のポリティクス」 東京大学出版会 1999 年 (本稿 25 頁脚注 18)
- (12) 『特集 ビッグ・パリ』 「SD space design」 鹿島出版会 1987 年 5 月号 (本稿 29 頁脚注 20)
- (13) ル・コルビュジエ 「アテネ憲章」(SD 選書 102) 鹿島出版会 1976 年 (本稿 3 頁脚注 21)
- (14) トーマス・ジーバーツ(リポート)、澤田誠二(監修) 『最先端レポート 14/IBA エムシャーパーク} 知恵と技術を集め、地域独自の「遺産」を活かす 旧工業地域再生のためのワークショップ』 「ILLUME (イリウム)」 Vol. 7 No.2 第 14 号 東京電力株式会社 1995 年 (本稿 37 頁脚注 24 ~ 41 頁脚注 32)
- (15) 都市計画教育研究会編 「都市計画教科書 第 2 版」 彰国社 1995 年
- (16) C.アレグザンダー他著 「パタン・ランゲージ」 鹿島出版会 1984 年
- (17) 安藤忠雄 「建築を語る」 東京大学出版会 1999 年
- (18) 鈴木 博之 「日本の近代 10 都市へ」 中央公論新社 1999 年
- (19) 多木 浩二 「都市の政治学」 岩波新書 1994 年
- (20) 宇沢弘文、茂木愛一郎編 「社会的共通資本」 東京大学出版会 1994 年
- (21) 秋本 福雄 「パートナーシップによるまちづくり」 学芸出版社 1997 年

(22) 中井 検裕、村木美貴 「英国都市計画とマスタープラン」 学芸出版社 1998
年

(23) 国土庁土地局 「21 世紀の土地政策の方向」 ぎょうせい 1999 年

(24) 倉田 直道 「米国の都市計画の歩みと最近の動向について」

(当研究所におけるレクチャー資料 1999 年)

以 上